

地方財政審議会付議（説明）案件

令和5年8月29日（火）

（案件名）

令和5年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 上田 恭平

（内23511）

令和5年度8月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和5年度8月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

4,746億円(5月～7月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)
・前年度8月期比 $\Delta 72$ 億円 ($\Delta 1.5\%$)

4 譲与日

令和5年8月31日（木）

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和4年度譲与実績	21,659億円
令和5年度地財計画	20,137億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号

令和 5 年 8 月 3 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 5 年 8 月 3 1 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和5年度8月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	21,716,483
青森	5,145,769
岩手	5,031,671
宮城	9,568,411
秋田	3,988,239
山形	4,439,330
福島	7,619,628
茨城	11,916,928
栃木	8,035,260
群馬	8,060,050
埼玉	30,529,043
千叶	26,121,892
東京	8,625,751
神奈川	38,395,638
新潟	9,149,745
富山	4,301,278
石川	4,707,425
福井	3,187,521
山梨	3,366,715
長野	8,512,704
岐阜	8,224,783
静岡	15,101,665
愛知	31,350,590
三重	7,358,187
滋賀	5,875,771
京都	10,716,003
大阪	36,734,472
兵庫	22,715,673
奈良	5,505,267
和歌山	3,834,786
鳥取	2,300,275
島根	2,789,583
岡山	7,849,403
広島	11,637,162
山口	5,578,364
徳島	2,990,898
香川	3,949,757
愛媛	5,548,362
高知	2,874,381
福岡	21,344,886
佐賀	3,372,816
長門	5,454,739
熊本	7,225,373
大分	4,671,371
宮崎	4,445,769
鹿児島	6,601,700
沖縄	6,099,686
合計	474,571,203

(参考) 令和5年度 特別法人事業譲与税 譲与制限について

財源超過団体：東京都

財源超過額：17,395億円

8月期譲与額（譲与制限後）：86億円

8月期譲与制限額：442億円

※ 譲与制限がない場合の8月期譲与額 442+86=約528億円

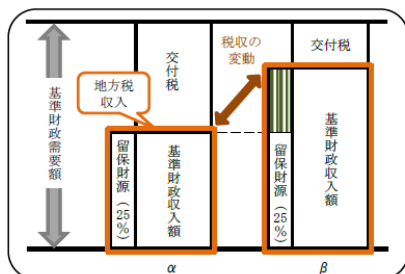
特別法人事業譲与税の譲与制限について

財源超過団体に対して次のとおり譲与制限を行う。

(※) ここでの財源超過額は、譲与制限前のもの。

- ① 当初算出額の25%は不交付団体にも保障し、残余の75%を譲与しない。
- ② 財源超過額が小さい場合には、財源超過額の範囲内で譲与制限を行う。

<交付団体における財源の動き(イメージ)>



<特別法人事業譲与税における譲与制限のイメージ>

